

## 埼玉技能甲子園（仮称）運営等業務委託企画提案競技実施要領

### 1 委託業務名

埼玉技能甲子園（仮称）運営等業務委託

### 2 委託業務内容

別添「埼玉技能甲子園（仮称）運営等業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

※仕様書は、埼玉技能甲子園（仮称）（以下、「技能甲子園」という。）の運営等において、実施しなければならない最低限の業務を示したものである。本業務を実施する上で、応募者が有する本業務の実施に係る知見やノウハウを活用した提案を積極的に行うこと。

### 3 契約期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

### 4 契約限度額

12,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※令和8年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額があったとき、緊急等やむを得ない理由などにより、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。  
なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

### 5 スケジュール

項目	日程
公募開始（ホームページの公開）	令和8年3月2日（月）
質問受付期限	令和8年3月5日（木）17時まで
質問への回答（ホームページに掲載）	令和8年3月9日（月）
参加申込書受付期限	令和8年3月11日（水）17時まで
参加資格要件の確認の通知	令和8年3月13日（金）
企画提案書受付期限	令和8年3月19日（木）17時まで
第1次審査（書類審査）結果通知	令和8年3月25日（水）
第2次審査（プレゼンテーション方式） ※第1次審査通過者に対し実施	令和8年3月下旬 ※対象者に別途通知
審査結果の通知・公表	令和8年3月下旬（予定）
業務委託契約の締結	令和8年4月上旬（予定）

## 6 参加資格

参加できるのは、次の項目の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、埼玉県における一般競争入札等の参加を制限されている者でないこと。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）第 91 条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- (3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）における再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 国、地方公共団体、民間企業等における類似業務を元受けとして受託し、誠実に履行した実績を有すること。（類似業務とは、「催物の企画・運営等」をいう。）

## 7 質問事項の受付及び回答

本件について質問を次のとおり受け付ける。

### (1) 受付期間

令和 8 年 3 月 5 日（木） 17 時まで（必着）

### (2) 質問方法

様式第 1 号「埼玉技能甲子園（仮称）運営等業務委託企画提案競技 質問票」に質問事項を記入の上、電子メールで提出すること。必ず電話による到達確認を行うこと。

<質問書の送付先>

埼玉県 産業労働部 産業人材育成課 総務・職業訓練推進担当 宛て

Email : [a4590-03@pref.saitama.lg.jp](mailto:a4590-03@pref.saitama.lg.jp)

電 話 : 048-830-4598(直通)

### (3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者を伏せた上で、令和 8 年 3 月 9 日（月）までにホームページ上に掲載する。

## 8 企画提案競技参加申込書の提出

本企画提案競技への参加を希望する場合は、次のとおり書類を提出すること。

### (1) 提出書類

ア 様式第 2 号 埼玉技能甲子園（仮称）運営等業務委託企画提案競技参加申込書

- イ 様式第3号 誓約書
- ウ 様式第4号 会社概要書
- エ 様式第5号 業務実績調書

「6 参加資格（7）」にある業務の受託実績について記載すること。なお、実績が複数ある場合は、本業務に関係が近い実績を5項目を限度に記載すること。

(2) 提出期限

令和8年3月11日（水）17時まで（必着）

(3) 提出方法

電子メールとする。送信後、電話による到達確認を行うこと。

<参加申込書の送付先>

埼玉県 産業労働部 産業人材育成課 総務・職業訓練推進担当 宛て

Email : [a4590-03@pref.saitama.lg.jp](mailto:a4590-03@pref.saitama.lg.jp)

電 話 : 048-830-4598(直通)

## 9 参加資格要件の確認

(1) 資格要件の確認方法

「6 参加資格」に示す事項について、参加申込書の書類により、参加者として資格要件を満たすかどうかを確認する。

(2) 確認の通知等

参加申込者に対して参加の可否を令和8年3月13日（金）までに通知する。

## 10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（任意様式）
- イ 業務実施スケジュール（任意様式）
- ウ 見積書（任意様式）
- エ 様式第6号 主任担当者の経歴等

(2) 提出書類の記載要領

ア 企画提案書（任意様式）

本委託業務の仕様書に基づき提案する内容を記載すること。

また、企画提案書は、原則A4サイズとし、計30ページ以内で作成すること。

なお、以下は必ず記載すること。

- (ア) 技能甲子園の開催手法等に関する提案
- (イ) 会場レイアウト提案
- (ウ) 開催スケジュール・競技内容の提案
- (エ) 来場者の回遊性、観覧に関する提案
- (オ) 競技会実施のほか司会者などイベント運営に関する提案

- (カ) 広報・PR方法の提案
- (キ) 来場者分析（来場者アンケートなど）に関する提案
- (ク) 映像制作に関する提案（県職員との連携を含む）
- (ケ) 業務実施体制（組織体制と人員配置）の提案
- (コ) その他技能競技会への誘客を見込めるコンテンツ等の提案

※企業との協賛等による実施など、県予算を用いない実施方法の提案を含む

イ 業務実施スケジュール（任意様式）

企画提案書の内容を実施した場合のスケジュール、作業工程等を提出すること。

ウ 見積書（任意様式）

本委託業務を履行するための経費を算出し、見積書を提出すること。

様式は特に定めないが、明細等をできる限り明らかにすること。

なお、消費税および地方消費税10%として計上し、見積書に記載すること。

エ 様式第6号 主任担当者等の経歴等

配置予定の主任担当者等の保有資格、経歴、手持ち業務量等を記載すること。

(3) 提出期限

令和8年3月19日（木）17時まで（必着）

(4) 提出方法

電子メールとする。データの容量が大きい場合は、ファイル転送サービスの活用もしくは分割送付すること。また、送信後、電話による到達確認を行うこと。

<参加申込書の送付先>

埼玉県 産業労働部 産業人材育成課 総務・職業訓練推進担当 宛て

Email : [a4590-03@pref.saitama.lg.jp](mailto:a4590-03@pref.saitama.lg.jp)

電話 : 048-830-4598(直通)

(5) その他

ア 提出された企画提案書等は返却しない。

イ 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。

ウ 企画提案書等の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

## 11 企画提案書の審査

(1) 第1次審査（書面審査）

企画提案書及びその他提出書類による書面審査を実施し、第1次審査を通過した者のみプレゼンテーション審査を行う。

第1次審査の結果は、応募者全員に令和8年3月25日（水）までに電子メールで通知する。なお、第1次審査未実施の場合は、プレゼンテーション審査の案内を通知する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

ア 開催日時・場所

<日時> 令和8年3月下旬

<場所> 埼玉県庁もしくはさいたま市内（県庁周辺）で開催予定

※ 参加者に対して実施日、開始時間等を別途電子メールで連絡する。

#### イ 出席者

総括責任者 1 名、配置予定の主任担当者 1 名及びその他 2 名まで出席を認める。

なお、原則、プレゼンテーションは総括責任者または主任担当者が行うこと。

#### ウ 実施方法

原則、対面での実施とする。

プレゼンテーションは 1 者当たり 15 分以内、企画提案に対する質疑は 1 者当たり 20 分程度とする。プレゼンテーションは、提出された企画提案書等を用いるものとする。

## 12 審査及び選定方法

プレゼンテーション後、審査員が審査基準に基づき評価採点し、その点数を合計して順位を付け、最も高い合計点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。

## 13 審査結果

- (1) 審査結果は、全ての提案者に文書で通知する。(令和 8 年 3 月下旬予定)
- (2) 審査経緯は公表しない。
- (3) 審査結果に対する異議申立は受け付けない。

## 14 契約の締結

12 により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行った上で契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含むものとする。協議が不調のときは、審査により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする。

## 15 その他

- (1) 企画提案書等の提出が期限に遅れた場合または審査結果に影響を与えるような不適切な行為が認められた場合は審査対象外とする。
- (2) 「6 参加資格」を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた提案書等は、無効とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 企画提案書等の提出期限後においては、原則記載内容の変更を認めない。

また、総括責任者及び配置予定の主任担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者である旨、当県の実情を説明しなければならない。

- (5) 選定された提案者の企画提案書に係る著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む）は、当県に帰属し、無償で当県に譲渡するものとする。
- (6) 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

- (7) 本件で収集した個人情報については本業務以外には利用しない。
- (8) 本件への参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

## 16 問合せ先

埼玉県 産業労働部 産業人材育成課 総務・職業訓練推進担当

住 所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-1-5-1 (本庁舎 5階)

電 話：048-830-4598

F A X：048-830-4853

電子メール：a4590-03@pref.saitama.lg.jp